

徳島県情報公開審査会答申第126号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年1月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年12月26日付監第97号による監察局長の通知のすべての（特に〇〇課の報告のすべてを含みます）文書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年1月20日、実施機関は、本件請求に対し、次の文書①から文書⑩までの公文書を対象公文書と特定した上で、下記(1)ないし(3)の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

文書① 通報の際に添付した書類

文書② 公益通報の受理等方針伺い（※通報受付に係るもの）

文書③ 職員等からの通報受付票

文書④ 公益通報の受理等方針伺い（※受理通知に係るもの）

文書⑤ 通報の受理等について（通知）

文書⑥ 公益通報の受理等方針伺い（※調査報告に係るもの）

文書⑦ 調査書

文書⑧ 調査報告書

文書⑨ 公益通報の受理等方針伺い（※結果通知に係るもの）

文書⑩ 通報に対する調査結果について（通知）

(1) 上記公文書のうち、文書③、文書⑤、文書⑧及び文書⑩（以下「本件公文書」という。）中の条例第8条第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 上記公文書のうち、文書①及び文書⑦について、公文書非公開決定処分を行った。

(3) 上記公文書のうち、文書②、文書④、文書⑥及び文書⑨について、公文書公開決定処分を行った。

3 異議申立て

平成24年2月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年3月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公文書部分公開決定処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 職員の職・氏名等について

事務、事業のやりとりは、職員として私に対応・対処しているもので、公務であり、個人として接遇しているものでない。

又接遇時には職・氏名を記載した名札を掲げており、職氏名は、公表しているものである。

なお、事務、事業の記述は、知事にかわって公務として説明するもので、特定の個人が識別することができるとしても説明した内容の不開示は納得できない。

県の別の部局では公開しているのに、公開すべきであり、この理由は、失当である。

(2) 調査報告書について

監察局の調査手法に関する情報として、情報公開条例第8条第4号イに該当するとして不開示にしているが、公開した場合、正確な事実の把握の困難、発見の困難をあげている。

しかし文書（調査報告書）を見る限り、上の理由にあてはまらず、失当である。

もし仮にあてはまるとすれば不開示にした書面部分について、具体的に理由説明をすべきである。

(3) ○○課の事務について

県民は、情報公開条例によって、行政に関して知る権利がある。

○○課副課長は県民の疑義・質問に関して「弁護士に聞きに行け」と言い、説明

責任を果たさず、且つ私が納得しないと言ひ、面接席から自席へ戻り職務を放棄するの姿勢を見せた。

課長に引き継ぎをしたは虚偽であり、私が課長に来て貰ひ話をしたもので、係長が同席し、メモをしていたものである。

未だかつて、こうした勤務態度の職員をみたことがなく、県職員が職務放棄する法令・訓令・通達等もない。

(4) 調査報告書の虚偽について

調査報告書には虚偽事項の記述が多く、例の厚生労働省の文書偽造事件で局長が犯人扱いされ、長期にわたり、検察当局に拘束されたように私を監察局はグルになって、悪人扱いしており、安心・安全の県でなく納得できない、恐ろしいものである。

なお、私は課長とは口論、争いをしていない。

このことは、同席した係長がメモしており、明白である。

又副課長には明確な説明をしなかったため、大きな声で叱った記憶はある。

しかし、〇〇課で①声を荒げていた②大声で騒ぎ立てた③威圧するについては、虚偽であり、反論、異議申立てをする。

もし、相変わらずこの主張をするなら、具体的に立証すべきである。

(5) 県民は、条例によって、公文書の閲覧し又は交付を受け県政を知る権利がある。

しかるに、平成23年12月19日付け調査報告書は、条例の知る権利を否定(黒塗りが多い)した文書である。

この公文書の内容が不明である。

個人情報を除き、全面的に公開を求めるものである。

(6) 非開示の部分については、条例第8条第4号イの規定に該当するとしているが、それは、〇〇課副課長が説明責任を果たさなかったこと即ち自席へ戻ってしまったこと、録音することについて、違法・不当か或いは妥当かの法的解釈をしなかったことである。

以上から「監査、検査、取締り又は試験」に該当するとは思われない。人権は憲法で規定されており、判例、法令解釈や訓令、通達等もあろうと思われるが、これらを会得していない。

(7) 調査報告書は嘘、偽りの文面があり、公務を誠実かつ公平に実行していない。

むしろ、申立人を職員がグルになって、悪人扱いしており、納得できるものでなく、県の公文書の体をなしていない。

このため第8条第4号イに該当するとしたもので、失当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

文書③「職員等からの通報受付票」は、通報者の個人情報、通報の手段及び通報内容を記録したものであって、具体的には、通報の件名、通報の受付日時、通報の受付担当者、通報の手段、通報者の氏名、通報者の住所、通報者の電話番号、通報者の区分、通報内容（通報対象者及び関係者の所属、職及び氏名を含む）、証拠書類等の有無及び通報者への連絡方法が記録されている。

文書⑤「通報の受理等について（通知）」は、通報の受理を通報者に通知するものであって、名あて人である通報者の氏名及び受理した旨が記録されている。

文書⑧「調査報告書」は、調査内容について、監察局長から監察統括監にあてた内部報告書であって、具体的には、通報者の氏名、通報内容（通報対象者の所属、職及び氏名を含む）及び監察局の調査結果（通報対象者及び関係者の所属、職及び氏名を含む）が記録されている。

また、文書⑩「通報に対する調査結果について（通知）」は、監察局の調査結果を通報者に通知するものであって、名あて人である通報者の氏名及び調査結果の概要が記録されている。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件公文書に記録されている情報の条例第8条第1号の該当性について

ア 条例第8条第1号本文の該当性について

文書③「職員等からの通報受付票」に記録されている通報の受付担当者、通報者の氏名、通報者の住所、通報者の電話番号及び通報内容に含まれる通報対象者の氏名により直接に個人が識別可能であり、通報内容に含まれる通報対象者及び関係者の職及び所属についても、他の情報と照合することにより個人の識別が可能となることから、これらは条例第8条第1号本文が規定する個人に関する情報に該当する。

文書⑤「通報の受理等について（通知）」に記録されている通報者の氏名により、直接に個人が識別可能であり、これは同号本文が規定する個人に関する情報に該当する。

文書⑧「調査報告書」に記録されている通報者の氏名、通報内容及び監察局の調査結果に含まれる通報対象者及び関係者の氏名により直接に個人が識別可能であり、通報内容及び監察局の調査結果に含まれる通報対象者及び関係者の職についても、他の情報と照合することにより個人の識別が可能となることから、これらは同号本文が規定する個人に関する情報に該当する。

また、文書⑩「通報に対する調査結果について（通知）」に記録されている通

報者の氏名により直接に個人が識別可能であり、調査結果の概要に含まれる関係者の職についても、他の情報と照合することにより個人の識別が可能となることから、これらは同号本文が規定する個人に関する情報に該当する。

各文書とも、その他の情報は同号本文の規定には該当しない。

イ 条例第8条第1号本文に該当する情報の同号ただし書の該当性について

文書③「職員等からの通報受付票」に記録されている通報の受付担当者、通報内容に含まれる通報対象者及び関係者の所属については、公務員等の職務の遂行に係る情報であることから、同号ただし書ハに該当する。

一方で、調査の過程において通報対象者及び関係者が怒号を浴びせられていたことが認められ、通報内容に含まれる通報対象者の氏名、通報対象者及び関係者の職については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるものの、当該情報を公開することは、記録された公務員が非難の対象となり、このことにより、今後、当該公務員に対する苦情が容易に推測され、当該公務員の円滑な職場環境が乱されるおそれがある。さらには、非難の延長線として、当該公務員の私生活が攻撃されることも予想されるところであり、氏名を公開することの公益性を考慮しつつも、公開することによって不当に害されるおそれのある当該公務員等の権利利益が上回ることから、これらの情報は同号ただし書ハに該当しない。

また、文書⑧「調査報告書」及び文書⑩「通報に対する調査結果について（通知）」に記録されている通報対象者及び関係者の職及び氏名についても、上記理由と同様であり、同号ただし書ハには該当しない。

なお、各文書とも、その他の情報は同号ただし書の規定のいずれにも該当しない。

(2) 本件公文書に記録されている情報の条例第8条第4号の該当性について

ア 文書⑧「調査報告書」について

調査報告書は監察局監察課の調査結果（通報対象者及び関係者の所属、職及び氏名を含む）が記録されており、当課が事実認定のために、通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠に係る部分も含まれているが、個室において単独又は特定少数で聴取するなど、第三者が知り得ないことを前提にした調査方法を採用することによって情報提供を促進するとともに、当該情報提供の任意性を確保しているにもかかわらず、調査実施後にこれらの情報が公開されることとなると、情報を提供する者と当課との間の信頼関係が損なわれ、今後の当課が行う調査において、これらの者からの協力が得られなくなって、事実認定に必要な資料及び情報収集が困難になるなど、重大な弊害が生じることが当然に予想される。

また、通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠に係る部分については、通報内容の重大性・具体性等に鑑みて、当課が調査の対象事項・対象者や実施方法（書面審査・事情聴取・現地確認など）・内容について合理的判断を下した結果

を表すものでもある。これらはいずれも、当該調査の実施に関する手法・ノウハウともいふべき性質のものが含まれている。そのため、これら手法・ノウハウが公開されることとなると、今後、調査の対象者等となった職員に対応への手がかりを与えるとともに、上述の合理的判断により決せられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、当該合理的判断に対して事実上の制約が加えられ、かえって調査における資料及び情報収集が困難になることも容易に予想されるのであって、こういった事態は、今後、同課が行うこととなる調査に著しい支障となるものである。

これら2点において、調査報告書における通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠に係る部分については、条例第8条第4号イが規定する事務又は事業の遂行に関する情報に該当する。

イ 通報対象者及び関係者の「職」について

監察局の職務は、調査対象職員の職務上、職務外を問わずに行われる非違行為及び不当行為等の有無を調べることや、不当要求行為事例のように、職員以外の者から職員に対してなされる行為等の調査を担っているが、職員が監察局の調査に応じると、当該職員の「職」が公開され、個人が公になるということであれば、今後、監察局の調査に協力が得られなくなることが考えられ、監察業務の執行に大いに支障を来すおそれがあり、非公開としたものである。

ウ 以上のとおり、上記ア及びイに係る情報は、条例第8条第4号が規定する事務又は事業の遂行に関する情報に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、いずれも実施機関が公益通報を受け、その処理をする際に作成した文書であると認められる。

本件処分の各非公開部分に係る条例第8条第1号及び第4号の該当性については、別表1のとおりであり、以下、本件処分の妥当性について検証を行うこととする。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例

では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）」を、ただし書の中に列記している。

なお、この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これら個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。

したがって、公文書公開請求人自身が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるのであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

(2) 別表1中、番号「1」、「5」、「6」、「13」及び「19」の情報について

ア 当審査会がインカメラ審理により本件公文書を見分したところ、当該情報は、通報者の氏名、住所、電話番号及び弁護士の氏名に関する情報であり、直接に、又は通報の内容と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

よって、本号本文に該当する。

イ 次に、本号ただし書該当性を検証する。

まず、当該情報を何人にも公にする法令等の規定も慣行も存在しないため、本号ただし書イに該当しない。

そして、当該情報は、専ら個人を識別する情報であることから、人の生命等を保護するため公にすることが必要であるとは認められないため、本号ただし書ロにも該当しない。

最後に、当該情報により識別される個人は公務員等ではないことから、本号ただし書ハにも該当しない。

ウ 以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 別表1中、番号「2」、「3」、「7」及び「8」の情報について

ア 当該情報は、通報対象者の職及び氏名に関する情報である。

当審査会がインカメラ審理により本件公文書を見分したところ、公務員の職務の遂行に係る情報であることが認められた。

イ 本号ただし書ハについて

本号のただし書規定は、どのような地位にある（「職」）、誰（「氏名」）が、どのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨であるが、公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合には、個々の事案における「氏名を公開することの公益性」と「それによって不当に害されるおそれのある当該公務員等の権利利益」を比較検討し、公開・非公開の判断をすべきことを規定したものである。

ウ 本号ただし書ハ該当性について

(ア) 当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、本号ただし書ハに該当するものであるが、実施機関は、当該情報を公開することは、記録された公務員が非難の対象となり、このことにより、今後、当該公務員に対する苦情が容易に推測され、当該公務員の円滑な職場環境が乱されるおそれがあり、さらには、非難の延長線として、当該公務員の私生活が攻撃されることも予想され、氏名を公開することの公益性を考慮しつつも、公開することによって不当に害されるおそれのある当該公務員の権利利益が上回ることから、これらの情報は同号ただし書ハに該当しない旨を主張する。

(イ) 本件処分の妥当性を検討するにあたっては、上記イのとおり、本件事案における「氏名を公開することの公益性」と「それによって不当に害されるおそれのある当該公務員等の権利利益」の比較検討が必要となる。

(ウ) 実施機関の説明によれば、調査の過程において通報対象者が怒号を浴びせられていたことが認められ、また本件処分後においても、暴言等の発生がみられたとのことである。

上記のような事実があるなか、通報対象者の氏名を公開することとすれば、職場環境が乱されたり、私生活が攻撃されるおそれがあるものと認められるところであり、殊に、本件事案においては、「氏名を公開することの公益性」よりも、「公開することによって不当に害されるおそれのある権利利益」が上回るというべきであり、本号ただし書ハには該当しない。

エ 以上により、通報対象者の「氏名」に係る部分は、本号ただし書ハに該当せず、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

オ しかし、本号ただし書ハかっこ書きは「氏名に係る部分を除く」と規定しており、通報対象者の「職」の部分については、本号に該当しない。

よって、通報対象者の「職」の部分の本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

(4) 別表1中、番号「4」、「9」、「12」、「15」、「16」、「18」及び「20」の情報について

ア 当該情報は、関係者の職及び氏名に関する情報である。

当審査会がインカメラ審理により本件公文書を見分したところ、公務員の職務の遂行に係る情報であることが認められた。

イ 本号ただし書ハ該当性について

(ア) 当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、本号ただし書ハに該当するものであるが、上記(3)ウと同様、本件処分妥当性を検討するにあたっては、上記(3)イのとおり、本件事案における「氏名を公開することの公益性」と「それによって不当に害されるおそれのある当該公務員の権利利益」の比較検討が必要となる。

(イ) 実施機関の説明によれば、調査の過程において関係者が怒号を浴びせられていたことが認められ、また本件処分後においても、暴言等の発生がみられたとのことである。

上記のような事実があるなか、関係者の氏名を公開することとすれば、職場環境が乱されたり、私生活が攻撃されるおそれがあるものと認められるところであり、殊に、本件事案においては、「氏名を公開することの公益性」よりも、「公開することによって不当に害されるおそれのある権利利益」が上回るというべきであり、本号ただし書ハには該当しない。

ウ 以上により、関係者の「氏名」に係る部分は、本号ただし書ハに該当せず、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

エ しかし、関係者の「職」の部分については、上記(3)オと同様、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

(5) なお、公文書公開請求人自身が自己に関する情報に関して公開請求を行った場合

の取扱いについては、上記(1)後段のとおりであり、実施機関の判断は妥当である。

3 条例第8条第4号該当性について

(1) 条例第8条第4号について

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示としていないしホに列挙したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これら以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象となる。

ここで、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要である。

そして、本号に該当する「支障を及ぼすおそれ」は、条例第8条第2号の「おそれ」とは異なり、当事者としてその程度を判断できるのであるから、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

(2) 別表1中、番号「10」、「11」、「14」及び「17」の情報について

ア 当審査会がインカメラ審理により本件公文書を見分したところ、監察局が事実認定を行うために、通報対象者及び関係者から直接に得た証拠に係る部分であることが認められた。

イ 実施機関の説明によれば、証拠の収集に当たっては、個室において単独又は特定少数で聴取するなど、第三者が知り得ないことを前提にした調査方法を採用することによって情報提供を促進するとともに、当該情報提供の任意性を確保しているとのことである。

それにもかかわらず、調査実施後にこれらの情報が公開されることとなると、情報提供者と監察局の間の信頼関係が損なわれ、情報提供者からの協力が得られなくなり、今後の調査において、事実認定に必要な資料及び情報収集が困難にな

ると認められる。

ウ また、上記アのとおり、当該情報は、通報対象者及び関係者から直接に得た証拠に係る部分であり、これを公開することにより、証拠の入手方法などを始めとする監察局の調査手法に関する情報が明らかになり、今後、調査の対象者等となった職員に対応への手がかりを与えることが想定され、調査における資料及び情報収集が困難になるおそれがあると認められる。

エ 以上のとおり、当該情報を公開することは、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、監察局が行う調査に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当するものと認められる。

(3) 通報対象者及び関係者の「職」に関する情報について

ア 別表1中、番号「2」、「3」、「4」、「7」、「8」、「9」、「15」、「18」及び「20」に通報対象者及び関係者の「職」に関する情報が含まれている。

イ 実施機関の説明によれば、監察局の職務は、調査対象職員の職務上、職務外を問わずに行われる非違行為及び不当行為の有無を調べることや、不当要求事例のように、職員以外の者から職員に対してなされる行為等の調査を担っているとのことである。

ウ 特に、文書⑧「調査報告書」は、実施機関の説明によると、「監察局監察課の調査結果（通報対象者及び関係者の所属、職及び氏名を含む）が記録されており、当課が事実認定のために、通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠に係る部分も含まれている」とのことである。

つまり、上記アの情報は、監察局が入手した証拠、もしくは証拠の入手先を示すものであると同時に、監察局に情報を提供した者を示すものである。

エ 監察局が入手した証拠、もしくは証拠の入手先を公開することとなれば、証拠の入手方法などを始めとする監察局の調査手法に関する情報が明らかになり、今後、調査の対象者等となった職員に対応への手がかりを与えることが想定され、調査における資料及び情報収集が困難になるおそれがあると認められる。

また、監察局に情報を提供した職員の「職」が公開された場合、本件事案のように、その「職」にある者が一人である場合等には、職員個人が特定されることとなる。

そうならば、情報提供者によっては、自らが提供した情報が公開されることを憂慮し、調査に応じて事実をありのままに述べることに消極的になるなどの場合も生じ、今後の監察局が行う調査における資料及び情報収集が困難になるおそれ

があると認められる。

オ 以上のとおり、当該情報を公開することは、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、監察局が行う調査に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当するものと認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成24年 3月 9日	諮問
4月12日	実施機関からの理由説明書を受理
5月11日	異議申立人からの意見書を受理
6月28日	審議（第100回審査会）
7月19日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第101回審査会）
8月23日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第102回審査会）
9月21日	審議（第103回審査会）
10月24日	審議（第104回審査会）
11月16日	審議（第105回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)

別表 1

文書件名	番号	頁 数	非公開とした部分	非公開理由
文書③ 職員等からの通報受付票	1	1 頁目	通報者の氏名, 住所, 電話番号	条例第 8 条第 1 号に該当
	2		通報対象者の職氏名	
	3	2 頁目	通報対象者の職氏名	条例第 8 条第 1 号, 4 号に該当
	4		関係者の職	
文書⑤ 通報の受理等について (通知)	5	1 頁目	通報者の氏名	条例第 8 条第 1 号に該当
文書⑧ 調査報告書	6	1 頁目	通報者の氏名	条例第 8 条第 1 号に該当
	7		通報対象者の職氏名	条例第 8 条第 1 号, 4 号に該当
	8	2 頁目	通報対象者の職	条例第 8 条第 1 号, 4 号に該当
	9		関係者の職氏名	
	10	3 頁目	2 行目の 29 文字目から 3 行目の 13 文字目まで, 9 行目の 15 文字目から 28 文字目まで, 13 行目から 14 行目, 22 行目から 23 行目	条例第 8 条第 4 号に該当
	11		4 行目から 5 行目, 7 行目, 9 行目, 18 行目から 20 行目, 21 行目の 23 文字目から 32 文字目まで	条例第 8 条第 4 号に該当

文書件名	番号	頁 数	非公開とした部分	非公開理由
文書⑧ 調査報告書	12	3頁目	関係者の氏名	条例第8条第1号に該当
	13		弁護士の氏名	条例第8条第1号に該当
	14	4頁目	2行目, 15行目, 17行目, 21行目, 23行目	条例第8条第4号に該当
	15		関係者の職氏名	条例第8条第1号, 4号に 該当
	16		関係者の氏名	条例第8条第1号に該当
	17	5頁目	1行目から2行目	条例第8条第4号に該当
	18		関係者の職	条例第8条第1号, 4号に 該当
			6頁目	なし
文書⑩ 通報に対する調査結果について(通知)	19	1頁目	通報者の氏名	条例第8条第1号に該当
	20		関係者の職	条例第8条第1号, 4号に 該当